

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係わる落札及び契約締結は、当該契約に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和6年1月24日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 村田 有

1. 履行内容

(1) 契約件名

令和6年度徳島空港空港運用業務委託
(電子入札対象案件)

(2) 履行内容等

別紙のとおり

(3) 電子調達システムの利用

本案件は、申請書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(4) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) 履行場所 徳島空港事務所（徳島県板野郡松茂町豊久字朝日野16-2）

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、開札時までに「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行つた者であること。）

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和5年3月31日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、2. (3) の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行つた者を除く。

(5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省大阪航空局長から航空局所掌の工事請

負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年5月28日付け空経第385号）に基づく指名停止を受けていない者であること。ただし、中小企業等協同組合法又は特別の法律によって設立された組合又は連合会にあっては、当該組合又は連合会の構成員のうち、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている構成員がいる場合、当該構成員を、本契約の履行期間中、本業務に従事させないこと。

- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和50年法律第88号）の規定（第3章第4節を除く。）又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）
- (8) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）
- (9) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (10) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官大阪航空局長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。（詳細については別紙による。）
- (11) 入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

3. 入札書の提出場所等

入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書・仕様書の問い合わせ先

〒540-8559 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎11階
大阪航空局総務部契約課契約係
電話番号 05-5937-2708

- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク
電話番号 0570-000-583（ナビダイヤル）
03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

- (3) 入札説明書及び仕様書の交付期間並びに方法

① 交付期間

令和6年1月24日（水）9時から令和6年2月7日（水）17時まで

② 交付方法

（ア）電子調達システムにより交付する。
(イ) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者は、交付期間内の土曜日、日曜日及び祝日等を除く9時から17時までの間に3. (1) に問い合わせること。

- (4) 申請書及び資料等の提出期限

令和6年2月8日（木）14時

- (5) 電子調達システムによる入札及び郵送による入札書の受領期間

令和6年2月22日（木）9時から令和6年3月11日（月）17時まで

入札書を持参する場合の受領期間

令和6年2月22日（木）9時から令和6年3月12日（火）14時まで

- (6) 開札の日時及び場所

令和6年3月12日（火）14時
大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎11階
大阪航空局 入札室

4. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
 - ① 電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（申請書等）を3.(2)に示すURLに提出しなければならない。
 - ② 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な申請書等を所定の受領期限までに3.(1)に示す場所に提出しなければならない。

なお、いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な申請書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。また、入札書に本件責任者、担当者の氏名及び連絡先を明記することにより、入札書への押印を省略することができる。ただし、押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない。
- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書の要求要件をすべて満たした入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。なお、落札者となるべき者が2者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) 詳細は入札説明書による。

【入札公告:別紙】

件名：令和6年度徳島空港空港運用業務委託

発注概要

本業務は、徳島空港において航空局の管理する地区にて空港運用業務を実施するものである。ただし、空港管理者としての最終的な責任を負う承認行為や調整等を除くものとする。

※空港運用業務とは、航空機の空港での安全運航を確保するため、空港内の点検や立入り承認、駐機場の調整、野生動物との衝突防止対策等の実施、その他関係機関と必要な連絡調整を実施する業務のことを言う。主な業務は以下のとおり。

- ① 空港運用に係るトータルマネージメント業務
 - ・空港の運用に必要な情報の収集、情報の管理及び関係機関への情報提供
 - ② 制限区域立入及び車両使用承認の取扱い
 - ③ 制限区域等の安全点検と運航制限
 - ④ 工事等作業のための制限区域立入等の取扱い
 - ⑤ エプロンの運用
 - ⑥ エプロン等の安全管理
 - ⑦ 制限区域車両運転の取扱い及び運転規則
 - ⑧ 野生動物と航空機の衝突防止
 - ⑨ 航行不能航空機の撤去に係る支援
 - ⑩ その他空港運用業務に係る関係機関との連絡

競争参加資格の「予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官大阪航空局長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。

なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。

以下に掲げる要件を満たす者であること。

1)元請けとして完了した次に掲げる業務の実績を有すること。

定期便の就航する空港等※の制限区域内において、役務の提供等※※に関する業務の経験を有すること。

※国以外の者が管理する空港を含む。

※※空港有害鳥類防除業務、空港警備業務、空港消防業務などの役務の提供、その他調査又は航空保安施設若しくは空港基本施設の維持工事の請負実績。

2)次に掲げる要件を全て満たす業務実施体制を確保できること。

①通常業務実施体制

仕様書に規定される業務時間において、業務を確実に実施できる体制が確保されること。

②通常外支援業務実施体制

異常事態発生時又はその恐れがある場合及び航空保安業務提供時間外の場合においても、監督職員の指示により業務が実施できる体制が確保されていること。

③研修・訓練体制

業務要員が業務を適切に遂行及び能力を向上させるための訓練を実施できる体制が確保されていること。

④業務要員の実務経験

本邦において定期便が就航する空港での空港運用業務に係る2年以上の実務経験を有していること。